第15回自治基本条例策定分科会市民自治の仕組みについて

1. 定義 骨子(案)(第10回分科会)

- ①市民 市民とは、市内に在住、在勤又は在学する者及び市内で活動する法人その他 の団体をいう。
- ②市民自治 市民自治とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、市民が自主的に地域課題の解決や地域資源の創造など地域の良好な生活環境魅力あふれた地域社会をつくるために行う活動をいう。
- ③市民自治協議会 市民自治協議会とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、市民が市民自治を行うため自主的に設立し、市民自治活動の主体が自主的に参加できる組織をいう。

☆市民自治協議会の定義についての意見(第13回分科会)

- ・市民自治協議会をどのように考えるか、どう捉えるか
- ・目的化の自治協議会にするのか、それとも今の自治会を自治協議会に組み替える のかいろんな想定が考えられる。それをどういう風に基本条例案に取り込むのか、 しばらく協議する必要がある。
- ・自治会も自治協議会に参加する一団体であるという理解で、自治会の上に要求を かぶせたものではないという理解だった。当然併存するという理解でいる。
- ・今自治会は大まかな形での動き、この自治協議会を目的別の協議会という捉え方をするのかしないのか、その辺りも含めてもう少し協議する必要があるだろうと、 それを文章に表すにはどうするのか、今の状態を含めて改めて深く検討する必要があるのではないかと思います。

○事務局コメント

- ・区・自治会の取扱いについては、市民自治協議会に区・自治会も一団体として参加することを想定していますので、区・自治会と市民自治協議会が併存することになります。
- ・②について地域を限定する表現をしてきましたが、市民自治の定義としてはこの 文言を削除しました。また課題や問題を限定するような記載だけでなく、新たに「地域資源の創造」を加え「地域の良好な生活環境」を削り「魅力あふれた地域社会」を加えました。

2. 市民自治活動の主体について 骨子(案)(第10回分科会)

- ①市民自治活動の主体は、地縁団体をはじめ、ボランティア・市民活動団体、地域の 良好な生活環境づくりに貢献する事業者などのほか、まちづくり活動に積極的に参 加する個人も含まれるものとする。
- 3. 市民自治協議会の設立要件 骨子(案)(第10~11回分科会)
- ・市民は、市民自治協議会を設立することができるものとし、次の①~⑤に掲げる要件を満たさなければならない。ただし一つの地域は、複数の市民自治協議会に属することができない。

- ①区域を定めていること。
- ②会員は、その区域に住む又は活動する個人、団体、事業者等であれば、誰でもなれること。
- ③組織設置の目的が、その区域に住む又は活動する個人、団体、事業者等の相互の連絡・親睦、地域環境の整備など良好な地域社会の形成に関するものであること。
- ④目的・名称・区域・事務所の所在地・代表者・会議などを明記した規約を定めていること。
- ⑤役員や代表者は、民主的に選出されたものであること。
 - ・市民自治協議会が設立された場合は、その代表者が、市長に設置の届出をしなければならない。

☆市民自治協議会の設立要件について意見(第13回分科会)

- ・「一つの地域は、複数の市民自治協議会に属することができない」となると、自 治協議会が立ちあがると、海西地区や今尾地区、高須地区などが立ち上げた場合、 自治会協議会同士のバッティングが出る可能性がある。
- ・つくることができるという表現は、ある地域はできるからつくる、ある地域はつくれないかつくらないか、それではダメなので全地域につくるようにしなければならないとするべきではないか。

○事務局コメント

- ・市民自治協議会には、地域市民自治の主体と位置付けて財政支援や権限の付与を 想定していますので、一定の設立要件が必要と考えています。
- ・市民自治協議会の設立には、区・自治会が中心的な役割を果たしていくことが必要と考えています。
- ・「共同体意識の形成が可能な一定の地域」とは、地域のまとまりが歴史的な実態としてあり、おおよそ小学校区程度の範囲を想定しています。実際に協議会を設置する場合は、地域住民がこの一定の地域を基本に地域の事情などを考慮しながら、その周辺の区・自治会などと協議して、区域を決定していくと考えています。
- ・④については、将来、市民自治協議会が法人化に移行できることを想定していますので、既存の法人化制度の要件も勘案し、目的・名称・区域・事務所の位置・代表者・会議などについて少なくとも規定するよう記載しています。

4. 市民自治協議会の役割などについて 骨子(案) (第13回分科会)

- ①市民自治協議会は、市や市民自治活動の主体、その他の組織と連携して市民自治活動を行う。
- ②市民自治協議会は、市の総合計画の策定及び変更やその他市長が必要と認める事項について、市長の諮問に応じ、調査審議し、市長に答申することができる。
- ③市長は、市民自治協議会の答申を尊重するよう努めなければならない。

☆市民自治協議会の役割について意見(第13回分科会)

- ・「市長が必要と認める事項について、市長の諮問に応じ」これでは弱いのではないか。 『市長は自治協議会の意見を求めなければならない』にしたらどうか。
- ・「答申を尊重するよう努めなければならない」と「市長に答申することができる。」

両方あるが、どちらを優先的に強くアピールするか。

○事務局コメント

・行政の基本姿勢として、市民の皆さんが生活する上で必要な行政サービスは、画 一的均一的に公正に行わなければなりません。

これからは、市民自治が進んでいくことでそれぞれの地域のニーズや特性を尊重しながら、その地域に適したサービスを展開していく必要があると考えています。 その地域に適したサービスは、地域のことを一番よく知っている地域住民が自分で出来ることは自分で、自分だけで出来ないことは地域が補い、それでも出来ないことは行政が行っていくといった役割分担により、地域のまちづくりに取り組んでいく中から明確になるものと考えています。

市民自治協議会の役割については、市民自治の原則にのっとり市民や区・自治会だけでは行うことが難しい区・自治会の範囲を超えた地域独自のニーズを取りまとめ地域に適したサービスを主導していく役割が想定されます。

- ・『市長は自治協議会の意見を求めなければならない』は市長の役割と考えられますので、②とは分けて記載することになります。
- ・『市長は自治協議会の意見を求めなければならない』という記載の場合、全ての 事柄について自治協議会に意見を求めることになり、協議会側の業務が増え、協議 会本来の市民自治活動に支障をきたすことが想像されます。したがって「市長が必 要と認める事項」と限定する記載が良いと思います。
- 5. 市民自治協議会への支援について 骨子(案) (第13回分科会)
 - ①市は、市民自治協議会が設置された場合は、市民自治活動に対する財政支援やその 他市民自治の推進に関する支援を行うことができる。

☆市民自治協議会への支援について意見(第13回分科会)

- ・自治会の方にも市から交付金が出ており、自治協議会にも財政支援が出てきた場合には一本化か、どちらかを考えていかないとバッティングする可能性がある。
- ・当然自治協議会を各地域に作っていくとなればかなりのエネルギーがいるから、 財政的な支援がいることは当たり前で、つくることができますよという文章だけを うたったところでそのものは立ち上がらないだろう。かなり財政的な支援が必要で ある。

○事務局コメント

- ・現在各区・自治会には、自治会活動等交付金(約 26,660 千円) 交付しています。 このほか集会所修繕に係る補助金(約 6,700 千円) や自治会役員報償金(約 9,500 千円) など支出しています。
- ・市民自治協議会の役割から、財政支援が必要となってくることは想定できます。 今後は各区・自治会などに充てられているこれらの交付金補助金などを取りまとめ 一括交付金にしていくことを想定していますが、現在のところ一括交付金の内容に ついて検討はしておりません。